

平成28年1月より様式が改正になりました

マイナンバー（個人番号）法の施行に伴い、「介護保険要介護認定申請・要支援認定、要介護更新認定・要支援更新認定、要介護認定・要支援認定区分変更 申請書」が改正され、個人番号を記載するようになりました。

※自分（や家族）のマイナンバーは、平成27年10月より通知されていますので、ご確認お願いいたします。

《個人が提出する場合》 下記書類2種類を持参してください。

- I. 下記書類のいずれかひとつにより、個人番号を確認します。
 - ① 通知カード ② 個人番号カード ③ 個人番号が記載された住民票の写し
- II. 下記書類のいずれかにより本人確認をします。
 - ① 個人番号カード ② 運転免許証 ③ 運転経歴証明書 等（写真付のもの）
 - ④ 公的医療保険の被保険者賞 ⑤ 年金手帳 ⑥ 介護保険被保険者証 等（氏名と住所または生年月日が記載されているもの）

※④～⑥については、うち2つ以上

《代理人が提出する場合》 下記書類3種類を持参してください。

- I. 下記書類のいずれかひとつにより、**被保険者本人の個人番号**を確認します。
 - ① 通知カード ② 個人番号カード ③ 個人番号が記載された住民票の写し
- II. 下記書類のいずれかにより**代理人の本人確認**をします。
 - ① 個人番号カード ② 運転免許証 ③ 運転経歴証明書 等（写真付のもの）
 - ④ 公的医療保険の被保険者証 ⑤ 年金手帳 ⑥ 介護保険被保険者証 等（氏名と住所または生年月日が記載されているもの）

※④～⑥については、うち2つ以上
- III. 委任状（更新の際は、同封されていますものをご利用ください）

※委任状について認知証や身体的な不自由など記入が困難な方については、下記問合せ先までご連絡ください。

当面の間は、個人番号の記載がなくても受付を行います。